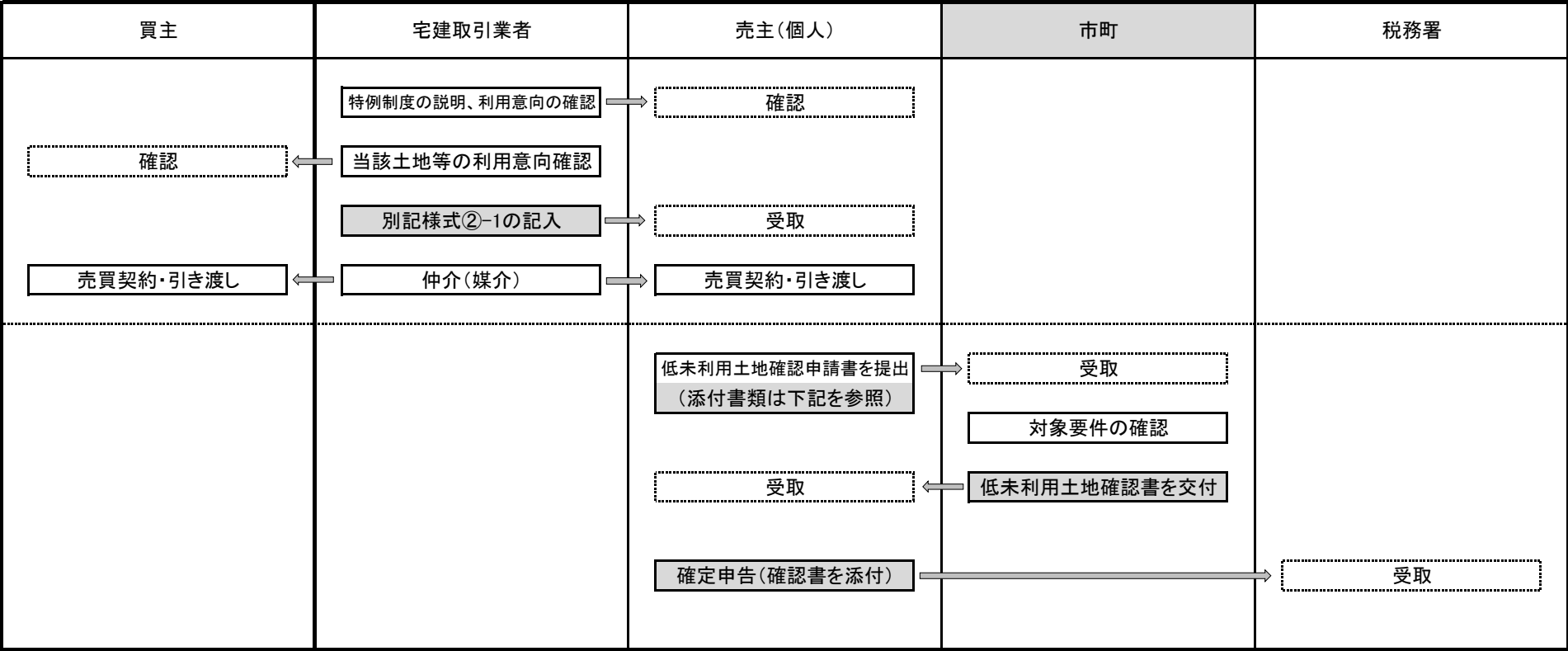


低未利用土地等の譲渡に係る税制特例措置に係る手続きフロー図
 (例: 宅建業者を介した取引の場合)



※令和2年7月1日から令和7年12月31日までに行われた低未利用土地等の譲渡に限る

- ★提出する書類
- 低未利用土地確認申請書(別記様式①-1)
 - 売買契約書の写し
 - 空き地・空き家であることを確認できる書類
 - ①おうちナビへの登録が確認できる書類(市で発行可)
 - ②宅建取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
 - ③電気、水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類(中止日が売買契約よりも1か月以上前であるものに限る)
 (…支払証明書、料金請求書、領収書、通帳の写しまたはクレジットカードの利用明細(最終引き落とし日が分かるもの)等)
 - ④その他空き地・空き家であることを確認できる書類(様式①-2など)
 - 別記様式②-1(宅建取引業者を介した場合)又は②-2(個人同士の譲渡の場合)
 - 申請をする土地もしくは建物の全部事項証明書